

台東区と住宅金融支援機構が連携し 子育て世帯の住宅取得を応援



【フラット35】

地域連携型 (子育て支援)

当初 **5** 年間の借入金利

年 **0.5%** 引下げ


「住まいの共同化と安心建替え支援制度（三世代住宅助成）」と【フラット35】の金利引下げのダブルのメリットで、夢のマイホームでの子育てがグッと現実的に。ずっと固定金利でずっと先まで見通せる【フラット35】は、子育てを頑張る人みんなの味方です。

※【フラット35】地域連携型とは、子育て支援等について積極的な公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する公共団体による補助金交付などとセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

○住まいの共同化と安心建替え支援制度（三世代住宅助成）のご相談は
台東区 都市づくり部 住宅課
TEL：03-5246-9028

※親と子と孫が同居する一戸建て住宅を建築することなどの要件があります。詳しくは右記まで



【フラット35】に関するご相談は  住まいのしあわせを、ともにつくる。住宅金融支援機構

お客さまコールセンター

0120-0860-35 (通話無料)

営業時間：9:00~17:00 (祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)
ご利用いただけない場合 (国際電話など) は、次の番号へおかけください。
048-615-0420 (通話料金がかかります。)



www.flat35.com

さらに、子育て世帯に朗報！

【フラット35】子育てプラス

も併せてご利用可能です。



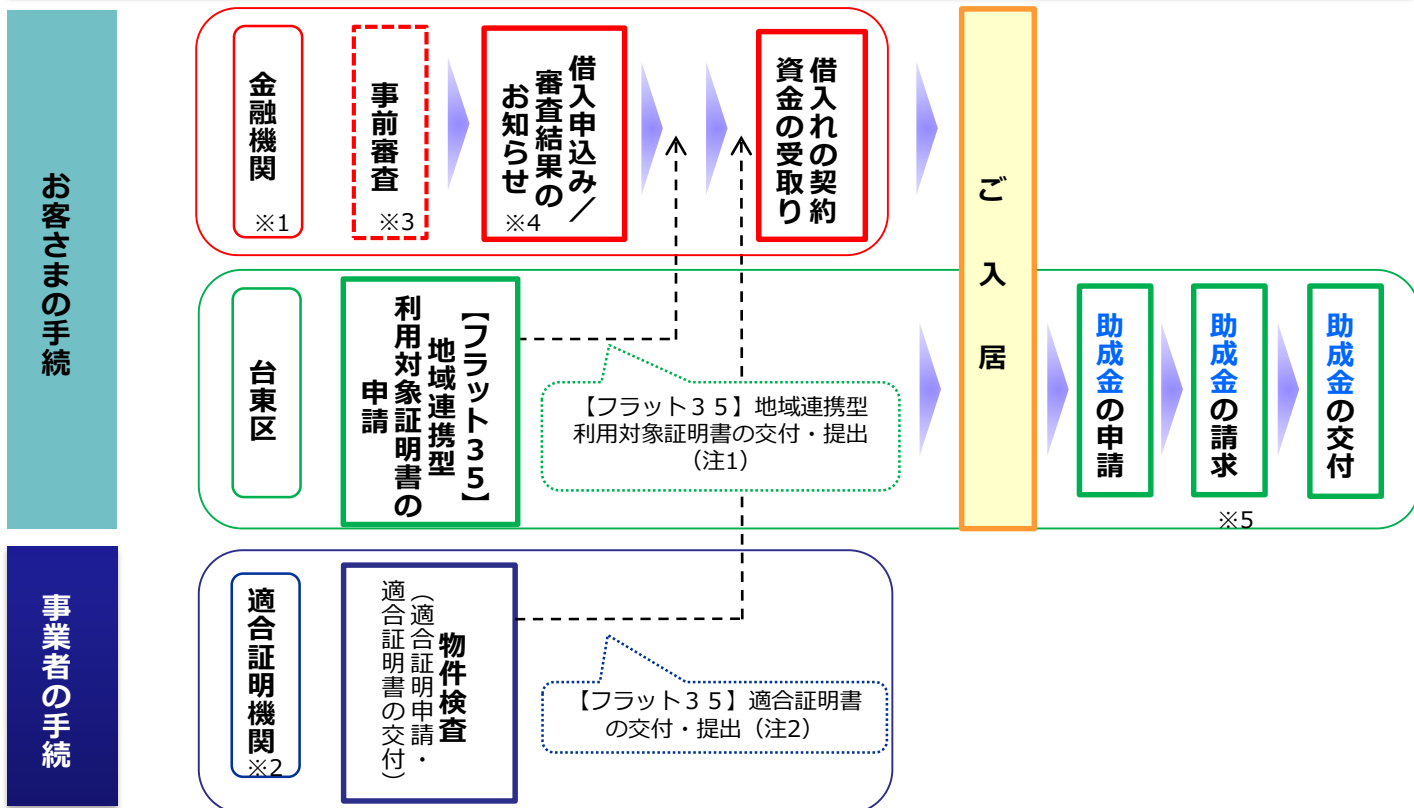
- ・子どもの数等だけ【フラット35】の金利を引下げます！
- ・子どもとは、胎児から18歳未満（借入申込年度の4月1日時点）の方が対象です。

【フラット35】S等、その他にも併用可能な金利引下げメニューがあります。

詳しくはこちら



【フラット35】地域連携型の利用手順



(注) 上図は、一般的な手順の流れを示しています。取扱金融機関、台東区及び適合証明機関における手順の順序は問いません。ただし、注1（【フラット35】地域連携型利用対象証明書）および注2（【フラット35】適合証明書）は、借入れの契約時までに取扱金融機関へ提出する必要があります。

(※1) 借入申込みは、【フラット35】の取扱金融機関となります。

(※2) 適合証明機関は、検査機関または適合証明技術者（中古住宅購入の場合のみ）となります。

(※3) 取扱金融機関によって、事前審査を実施していない場合があります。事前審査は仮審査であり、借入申込み後の正式な審査結果を約束するものではありません。

(※4) 借入申込みにあたっては、取扱金融機関の指定する申込関係書類に加えて、【フラット35】地域連携型利用希望の申出書を提出する必要があります。詳しくは、お申込みを希望する取扱金融機関にご確認ください。

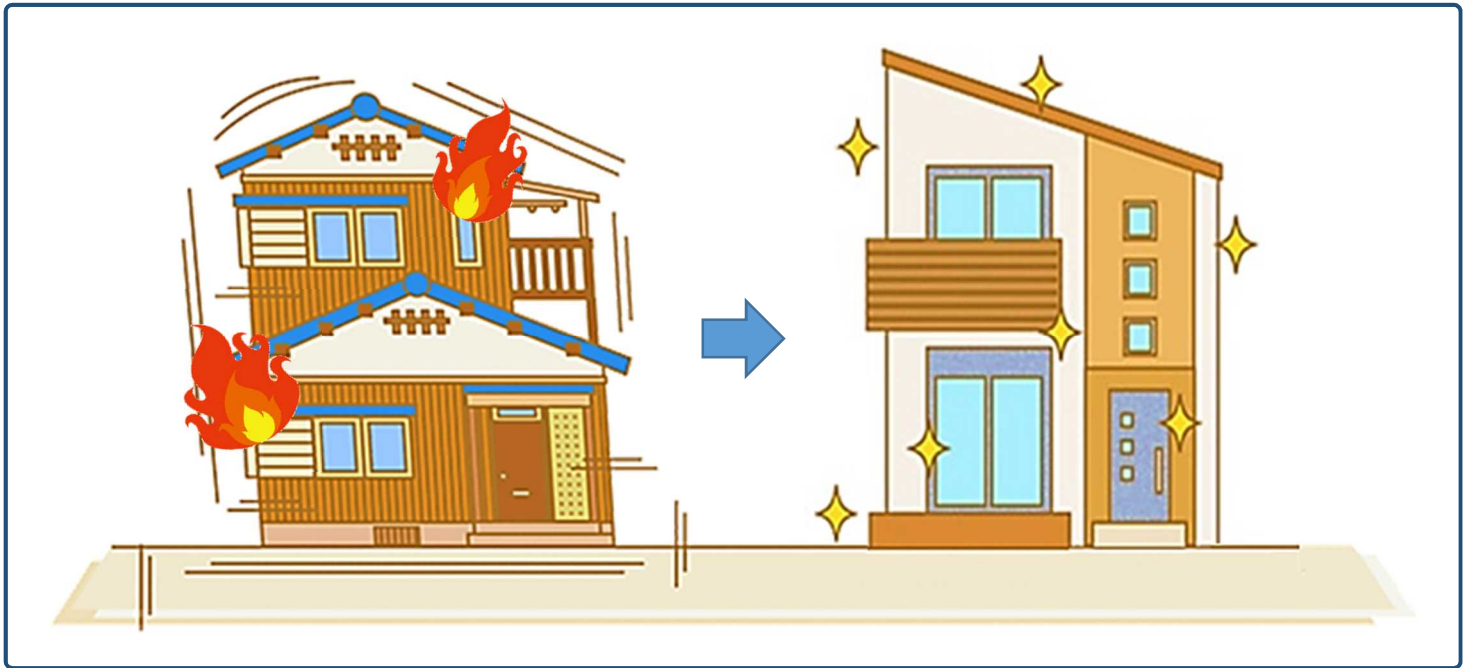
(※5) 助成金交付等は、台東区の制度に基づき実施するものです。

《借入れに当たっての注意事項》●【フラット35】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト（www.flat35.com）でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問合せください。●【フラット35】地域連携型の内容などの詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）をご覧ください。●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。●【フラット35】子育てプラスとは、子育て世帯または若年夫婦世帯に対して全国一律で子どもの人数等に応じて一定期間借入金利を引き下げる制度です。詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。●【フラット35】S、子育てプラス等で金利の引下げの適用を希望される場合、一定の基準を満たす必要があります。詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。●【フラット35】S、子育てプラス等の金利引下げメニューには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。



【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。

台東区と住宅金融支援機構が 連携して安心の家づくりを応援



【フラット35】

地域連携型（地域活性化）



当初5年間の
借入金利 年 **0.25%** 引下げ

【フラット35】S との併用で
さらに金利引下げ

【フラット35】地域連携型とは、地域活性化等について積極的な公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する公共団体による補助金交付などとセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

○助成制度のご相談は

<台東区 都市づくり部 各課>

※助成制度の内容により問い合わせ先が異なりますので、
詳しくは、裏面をご覧ください。



住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

<フラット35サイト> www.flat35.com

台東区の防災対策助成制度

お問い合わせ先

台東区の助成金交付等が終了した場合、申請書の受付を終了します。詳細は台東区にお問い合わせください。

<p>密集住宅市街地整備 促進事業区内における 不燃化建替え等助成制度</p> 	<p>北部地区不燃化 建替え助成制度</p> 	<p>住まいの共同化と 安心建替え支援制度</p> 
<p>都市づくり部 地域整備第三課 TEL 03-5246-1365</p>	<p>都市づくり部 地域整備第二課 TEL 03-5246-1366</p>	<p>都市づくり部 地域整備第三課 TEL 03-5246-1365</p>

【フラット35】地域連携型

お問い合わせ先



住宅金融支援機構 お客様コールセンター

ハロー フラット35

0120-0860-35 (通話無料)

営業時間：9:00~17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)

ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください。

048-615-0420 (通話料金がかかります。)

《借入れに当たっての注意事項》●【フラット35】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問合せください。●【フラット35】地域連携型の内容などの詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。【フラット35】Sの利用に当たっては、取得する住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。●【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際に「永住者」または「特別永住者」の資格を定期的に確認しています。●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。(令和4年4月現在)